

平成26年第2回市議会定例会に付議する案件

承認案件	1件
条例廃止案件	1件
条例改正案件	4件
単行案件	3件
補正予算案件	1件
報告案件	4件
人事案件	1件
計	15件

《承認案件・条例廃止案件・条例改正案件・単行案件》

(市民部)

〈承認案件〉

◆専決処分の承認を求める件(美唄市税条例の一部を改正する条例)

専決第1号 平成26年3月31日専決

地方税法の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第132号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成26年総務省令第34号)が平成26年3月31日にそれぞれ公布され、一部を除き平成26年4月1日に施行されたことから、美唄市税条例について必要な改正を行い、同条例の一部を改正する条例について去る3月31日付けで専決処分を行ったので議会に報告し、その承認を求めるもの。

＜改正内容＞

第1条関係

1 市民税

- ・法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴い、条文を整理した。(第26条関係)
- ・地方法人税の新設に対応して、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴い、見直しを行った。(第34条関係)
- 美唄市は制限税率を適用 14.7% → 12.1%
- ・法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が新設されることに伴い、条文を整理した。(第51条関係)

- ・法人税法において外国法人に係る申告納付制度が規定されることに伴い、条文を整理した。(第54条関係)
- ・公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認が取り消された場合における当該譲渡所得等に係る個人の市民税の所得割の課税について、対象となる公益法人等とみなされる法人に、一定の要件を満たした法人を加えることとした。(附則第10条の2関係)
- ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失損益通算及び繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失損益通算及び繰越控除、阪神淡路大震災に係る雑損控除等の特例について、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、法令の改正に伴い削除した。(附則第11条、附則第11条の2、附則第11条の3関係)
- ・東日本大震災に係る特例について、必ず条例によって定めなければならない事項を除き削除した。(附則第11条の4、附則第11条の5、附則第12条の3の3関係)
- ・肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長した。(附則第13条関係)
- ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長した。(附則第17条の2関係)
- ・非課税口座内上場株式等の譲渡所得に係る市民税の所得計算の特例について、株式があった場合における所得計算の際の取得費にかかる細目が追加されたことに伴い、条文を整理した。(附則第19条の3関係)

2 固定資産税

- ・旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告について、規定の明確化を図るため及び移行した法人等に係る非課税措置の廃止に伴い、条文を整理した。(附則第19条の8の4、附則第19条の8の5関係)
- ・法附則第15条第2項第6号等の条例で定める割合について、公害防止用設備、浸水防止用設備、ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置へのわがまち特例の導入により、条文を新設した。(附則第20条の2関係)
- ・新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置の創設に伴い、条文を新設した。(附則第20条の3関係)

3 国民健康保険税

- ・国民健康保険税の減額について、2割又は5割減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の見直しを行った。(第145条8関係)

2割軽減については、 $(350,000円 \times \text{被保険者数}) + 330,000円$

↓

$(450,000円 \times \text{被保険者数}) + 330,000円、$

5割軽減については、 $(245,000円 \times \text{被保険者数(世帯主を除く)}) + 330,000円$

↓

$(245,000円 \times \text{被保険者数}) + 330,000円$

4 その他

- ・その他、地方税法等の改正に伴い必要な条文整備を行った。(第33条、第57条の3、第58条、第142条の6、附則第12条の4、附則第28条の2、附則第32条関係)

第2条関係

- ・美唄市税条例の一部を改正する条例(平成25年条例第26条)を地方税法等の改正に伴い必要な条文整備を行った。(附則第19条の8の5、附則(平成25年条例第26号)第1条、附則(平成25年条例第26号)第2条関係)

- 施行期日 一部を除き、平成26年4月1日

〈条例廃止案件〉

◆美唄市役所出張所設置条例廃止の件

平成26年8月31日をもって東美唄出張所を廃止することに伴い、美唄市役所出張所設置条例(昭和48年条例第26号)を廃止し、併せて附則において美唄市公告式条例(昭和25年条例第24号)を改正する。

- 施行期日 平成26年9月1日

〈条例改正案件〉

◆美唄市手数料徴収条例の一部改正の件

＜改正内容＞

戸籍法(昭和22年法律第224号)第118条第1項の規定により、戸籍事務電算化をとり進めているが、同法第120条第1項において、戸籍謄本等又は除籍謄本等に代えて、磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面について請求できることとされているため、別表に掲げる証明書の手数料区分の変更を行うもの。また、戸籍の附票についても磁気ディスクで調製することができることから文言を整理する。

- ・別表第3(第2条関係)その他戸籍等の交付に関する手数料

改正前

手数料の区分	単位	金額
戸籍の謄抄本の交付	1 件につき	450 円
除かれた戸籍の謄抄本の交付	1 件につき	750 円
戸籍附票の謄抄本の交付	1 件につき	300 円

改正後

手数料の区分	単位	金額
戸籍謄抄本又は戸籍の全部事項証明書若しくは個人事項証明書の交付	1 件につき	450 円
除籍謄抄本又は除籍の全部事項証明書若しくは個人事項証明書の交付	1 件につき	750 円
戸籍附票の写しの交付	1 件につき	300 円

●施行期日 平成 26 年 8 月 2 日

◆美唄市税条例の一部改正の件

地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第132号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成26年総務省令第34号)が平成26年3月31日にそれぞれ公布され、一部を除き、平成26年4月1日付けで施行されたことから、美唄市税条例について必要な改正を行うもの。

<改正内容>

1 軽自動車税

- ・平成27年度以降に新規取得される四輪車等の新車の税率を引き上げる。

(第84条関係) ※別紙軽自動車税税率を参照

●施行期日 平成27年4月1日

- ・グリーン化(環境への賦課の低減に資するための施策)が進められる観点から、最初の新規検査から13年を経過した3輪以上の軽自動車に対する重課の規定を新設する。(附則第22条の4の3関係)

※別紙軽自動車税税率を参照

●施行期日 平成28年4月1日

2 国民健康保険税

- ・国民健康保険税に係る課税限度額について、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を160,000円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を、140,000円に引き上げる。(第136条関係)

- ・国民健康保険税の減額を行った後の後期高齢者支援金等課税額に係る上限額を160,000円に、介護納付金課税額に係る上限額を、140,000円に引き上げる。(第145条関係)

●施行期日 公布の日。ただし、平成26年4月1日から適用する。

〈単行案件〉

◆契約締結の件（美唄市生ごみ堆肥化施設建設工事）

- ・契約の目的

美唄市生ごみ堆肥化施設建設工事

施設規模 7t/日

処理方式 高速堆肥化施設

- ・契約の方法 一般競争入札(総合評価落札方式)
- ・契約金額及び契約の相手方 6月3日入札後、仮契約の予定(市民部)

◆損害賠償の額決定の件

平成26年1月16日に発生した交通事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるもの。

- ・損害賠償の額

1,714,766円

- ・損害賠償の相手方

美唄市内 法人2社

(都市整備部)

〈単行案件〉

◆美唄市字の名称及び区域変更の件

道営経営体育成基盤整備事業(沼の内地区)の換地処分に伴い、事業区域に所在する名称の異なる字の区域を変更するため、議会の議決を求めるもの。

字の名称	変更する字の区域の名称	変更する字の区域
字南沼の内	字沼の内	字沼の内の一部 (3287-1外5筆)
字美唄沼の内	字沼の内	字沼の内の一部 (1923-1外39筆)
字美唄	字沼の内	字沼の内の一部 (1623-1外10筆)

字美唄	字美唄沼の内	字美唄沼の内の一部 (1987-1外7筆)
字沼の内	字美唄沼の内	字美唄沼の内の一部 (2732-2外5筆)
字上美唄原野	字美唄沼の内	字美唄沼の内の一部 (3327外3筆)
字美唄沼の内	字美唄	字美唄の一部 (2820外36筆)
字沼の内	字美唄	字美唄の一部 (2736-1外19筆)
字茶志内	字開発原野	字開発原野の一部 (259-1外34筆)

(消防本部)

〈条例改正案件〉

◆美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正(平成26年政令第56号)に伴い、本市においてもこれに準じ改正しようとするもの。

＜改正内容＞

- ・非常勤消防団員退職報償金の支払額を次のように引き上げる。(別表関係)

(単価：円)

階 級		勤 続 年 数					
		5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	改正前	189,000	294,000	409,000	544,000	729,000	929,000
	改正後	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000
副団長	改正前	179,000	279,000	379,000	484,000	659,000	859,000
	改正後	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分団長	改正前	169,000	268,000	363,000	463,000	609,000	799,000
	改正後	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000

副分団 長	改正前	164,000	253,000	338,000	428,000	574,000	759,000
	改正後	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長・ 班長	改正前	154,000	233,000	308,000	388,000	514,000	684,000
	改正後	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団員	改正前	144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	639,000
	改正後	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

●施行期日 公布の日

●経過措置

平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

●退職報償金の内払い

平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

◆美唄市火災予防条例の一部改正の件

消防法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第368号)が公布され、対象火気器具等の取扱いに関して、条例の基準が見直されたことに伴い、必要な改正を行うもの。また、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合の届出についても必要な改正を行う。

<改正内容>

(1)火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱い基準に関する事項を追加する。また、当該事項を引用している条項について必要な改正を行う。(第18条、第19条、第21条、第22条関係)

(2)火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届け出に関する事項を追加する。(第52条関係)

●施行期日 公布の日

《補正予算案件》

(総務部)

◆平成26年度美唄市一般会計補正予算(第1号)

補正内容 経営会議資料

《報告案件》

- ◆美唄市土地開発公社の経営状況説明書提出の件
- ◆株式会社美唄ハイテクセンターの経営状況説明書提出の件
- ◆株式会社ベル・カントの経営状況説明書提出の件
- ◆繰越明許費繰越計算書の件(美唄市一般会計) 経営会議資料

《人事案件》

- ◆美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件
(小島 光穂 委員 任期限 平成26年9月1日)

◎市政報告

- 「平成25年度各会計決算概要について」
- 「スクールバスの車検切れ運行について」
- 「財団法人美唄市振興公社の清算終了について」
- 「北海道中央コンピュータ・カレッジの閉校について」

軽自動車税の税率

車種区分					現行税率	改正案 (H27. 4. 1)	改正案 (H28. 4. 1)
				標準税率	超過税率 (標準×1.2)	標準税率 (12年目まで)	重課税率 (27年度中に 13年超)
原動機付自転車 第84条第1号	総排気量が50cc以下のもの(ミニカーを除く)			1,000	1,200	2,000	—
	二輪で総排気量が50ccを超え90cc以下のもの			1,200	1,400	2,000	—
	二輪で総排気量が90ccを超え125cc以下のもの			1,600	1,900	2,400	—
	ミニカー			2,500	3,000	3,700	—
軽自動車第84条第2号イ	二輪で総排気量が125ccを超え250cc以下のもの(側車付含む)			2,400	2,800	3,600	—
	三輪のもの			3,100	3,700	3,900	4,600
	四輪以上のもの	乗用	営業用	5,500	6,600	6,900	8,200
			自家用	7,200	8,600	10,800	12,900
		貨物	営業用	3,000	3,600	3,800	4,500
			自家用	4,000	4,800	5,000	6,000
	専ら雪上を走行するもの			2,400	2,800	—	—
小型特殊自動車 第84条第2号ロ	農耕作業用のもの			1,600	1,900	2,000	—
	その他のもの			4,700	5,600	5,900	—
二輪の小型自動車 第84条第3号	総排気量が250ccを超えるもの			4,000	4,800	6,000	—

平成26年度 一般会計補正予算案 (第1号)

補 正 前 の 額			16,999,085						(千円)
歳 出 補 正				歳 入 補 正					
款 項 目		事 業 名	見 積 額		見積額	財源区分	款 項 目 (節)		
2	総務費	地域防災事業	1,500		1,500	諸 収 入	21 諸収入 4 雑入 3 雑入 (コミュニティ助成事業助成金)		
1	総務管理費	補正内容 増額 自主防災組織(2団体)に対し、防災資機材を貸与し、地域の防災力向上を図るもの。	備品購入費	1,500					
12	防災費								
4	衛生費	ごみの減量化・再資源化推進事業	108		108	一 般 財 源			
2	清掃費	補正内容 増額 軽トラックと廃芥車の交通事故に対する災害共済金の対象外分について、市から賠償金として支出するもの。	補償、補填及び賠償金	108					
1	ごみ処理費								
5	労働費	コンシェルジュガイド等養成事業	5,873		5,873	道 支 出 金	16 道支出金 2 道補助金 4 労働費道補助金 (緊急雇用対策事業費補助金)		
1	労働費	補正内容 新規 緊急雇用対策として、サイクリングや冬のアクティビティなどのスポーツ観光における受入環境整備を進めるため、必要な知識・経験を習得させ、コンシェルジュガイド及びコンシェルジュガイドの業務を補助する者を養成し、雇用の創出を図るもの。	委 託 料	5,873					
2	緊急雇用対策事業費								
5	労働費	外国人観光客等受入対応スタッフ養成事業	2,980		2,980	道 支 出 金	16 道支出金 2 道補助金 4 労働費道補助金 (緊急雇用対策事業費補助金)		
1	労働費	補正内容 新規 緊急雇用対策として、外国人観光客等の受入れ・誘致するための環境整備を進めるため、観光客が滞在する宿泊施設である「ビバの湯ゆ〜りん館」において、専門知識や英語などの語学に堪能なスタッフを養成し、雇用の創出を図るもの。	委 託 料	2,980					
2	緊急雇用対策事業費								
6	農林費	経営所得安定対策事業	1,318		1,318	道 支 出 金	16 道支出金 2 道補助金 5 農林費道補助金 (経営所得安定対策推進事業補助金)		
1	農業費	補正内容 増額 「経営所得安定対策」における、畑作物の直接支払交付金の対象面積の確定に必要な経費に対し支援するもの。	負担金補助及び交付金	1,318					
4	農業振興費								

歳 出 補 正			歳 入 補 正				
款 項 目		事 業 名	見 積 額		見積額	財源区分	款 項 目 (節)
6	農林費	経営体育成交付金事業	9,260		9,260	道 支 出 金	16 道支出金 2 道補助金 5 農林費道補助金 (経営体育成交付金)
1	農業費	補正内容 新規 人・農地プランに位置付けられた経営体が行う、農業用機械等を導入する際の融資残に対して「経営体育成支援計画」に基づき支援するもの。	負担金補助 及び交付金	9,260			
4	農業振興費						
7	商工費	交流拠点施設整備事業	3,700		1,700	市 債	22 市債 1 市債 5 商工債 (過疎地域自立促進特別事業債)
1	商工費	補正内容 増額 交流拠点施設に設置している中央監視装置が故障したため部品交換を行うほか、交流拠点施設送迎バスについて、中型バス(中古)の購入が困難となったことから、購入価格や将来的な維持管理経費等を勘案し、マイクロバス(新車)を購入するため、増額補正するもの。	需 用 費	1,700	2,000	市 債	22 市債 1 市債 5 商工債 (交流施設整備債)
8	交流拠点施設費		備品購入費	2,000			
補 正 額			24,739		24,739		
					19,431	道 支 出 金	【一般財源の内訳】 繰 越 金 108千円
					3,700	市 債	
					1,500	諸 収 入	
					108	一 般 財 源	

補 正 後 の 額	17,023,824
-----------	------------

【地方債】

変更

事 項	限度額(千円)	
	補正前	補正後
過 疎 地 域 自 立 促 進 特 別 事 業 債	176,800	178,500
交 流 施 設 整 備 債	36,100	38,100

<変更理由>

本歳入歳出予算に計上している「交流拠点施設整備事業」について、事業の実施に伴う財源として「過疎地域自立促進特別事業債」を1,700千円、「交流施設整備債」を2,000千円増額発行するため、それぞれ地方債の限度額の変更を行うもの。

平成25年度美唄市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
			円	円	円	円	円
3 民生費	1 社会福祉費	臨時福祉給付金給付事業	106,402,000	106,402,000		国庫支出金 106,402,000	
3 民生費	2 児童福祉費	子育て支援センター管理事業	8,000,000	7,410,000		道支出金 5,557,000	1,853,000
3 民生費	2 児童福祉費	子育て支援対策事業	9,612,000	8,640,000		道支出金 2,000,000	6,640,000
3 民生費	2 児童福祉費	子育て世帯臨時特例給付金給付事業	18,689,000	18,689,000		国庫支出金 18,689,000	
4 衛生費	1 保健衛生費	中高年疾病予防事業	34,739,000	11,230,000		国庫支出金 5,615,000	5,615,000
6 農林費	1 農業費	食料供給基盤強化特別対策事業	64,800,000	40,000,000		道支出金 20,000,000 市債 20,000,000	
8 土木費	5 住宅費	公営住宅改善事業	52,123,000	28,675,000		国庫支出金 11,160,000 市債 17,500,000	15,000
合 計			294,365,000	221,046,000		206,923,000	14,123,000